

ニッケル化合物、砒素及びその化合物に係る 主要な措置

(今回の改正で、表示対象物、特定化学物質の管理第2類物質になりました)

容器等への表示対象となる含有率

- ニッケル化合物、砒素及びその化合物、これらを重量の0.1%以上含有する
製剤その他の物 ※三酸化砒素については、従来から表示義務あり

容器等への表示

新規

(安衛法第57条、安衛則第30、第32、33条及び別表第2)
ニッケル化合物、砒素及びその化合物、これらを重量の0.1%
以上含有する製剤その他の物を容器又は包装に入れて譲渡し、
又は提供する者は、容器又は包装に、

①名称、②成分、③人体に及ぼす影響、④貯蔵又は取扱い上の注意、
⑤表示者の氏名、住所、電話番号、⑥注意喚起語、⑦安定性及び反応性、⑧標章、
を表示しなければなりません。

ただし、主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外されます。

平成21年4月1日より適用。
ただし、この時点で既に存
在する物については、平成
21年9月30日までは適用さ
れません。

特定化学物質としての規制の対象となる作業と含有率

- ニッケル化合物、砒素及びその化合物を製造し、又は取り扱う作業全般
○重量の1%を超えて含有する製剤その他の物

※三酸化砒素については、従来から規制あり

発散抑制措置等

新規

2③以外は、平成22年4月1日より措置が必要です。ただし、
平成21年4月1日～平成22年3月31日に製造・取扱い設備を
新設する場合には、新設する時点から措置が必要です。

ニッケル化合物、砒素及び砒素化合物、これらを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物(以下「対象物」と言います。)を製造し、又は取り扱う作業全般について、対象物のガス、蒸気又は粉じんの発散による労働者のばく露を防止するため、次のような措置を講じなければなりません。

1 対象物のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場(特化則第5条)

- ① 発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブッシュプル型換気装置を設けること
② ①の措置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、全体換気装置を設ける等
労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること

2 局所排気装置及びブッシュプル型換気装置の要件、点検、届出等

- ① 構造、性能等について一定の要件を満たす必要があること(特化則第7条及び第8条)
(局所排気装置に係る抑制濃度は、ニッケル化合物0.1mg/m³(ニッケルとして)、
砒素及びその化合物0.003mg/m³(砒素として)です。)
② 定期自主検査、点検を行うこと(特化則第30、32、33、34の2、35条)
③ 設置計画の届出(安衛則第86条、第88条及び別表第7)
(設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要です。)

2③の計画届は、製造設備・発散
抑制設備を平成21年6月30日まで
に設置・移転・変更しようとするとき
は必要ありません。